

会計年度任用職員（困難業務）の募集について

大島支庁土木課では、会計年度任用職員（困難業務）の募集を行います。

1 募集職種

総務局会計年度任用職員（困難業務）

2 任用期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで（再度任用の可能性あり）

3 職務内容

道路や側溝の清掃など、都道及び付帯する施設の維持管理補助

4 勤務場所

東京都総務局大島支庁土木課（東京都大島町元町字赤禿 90-14）

※ 作業場所は別途指示します。

5 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 報酬額

時間額 1,460円

7 募集予定人員

若干名

8 応募資格

次の要件を全て満たすこと。

- （1）道路の維持補修業務または樹木等の維持管理に関する業務経験、もしくは同等の能力を有し、健康でかつ意欲を持って職務を遂行すると認められること。
- （2）自動車運転免許証（マニュアル車）を持っていること。

9 申込方法等

- （1）申込方法 以下の提出書類を持参又は郵送（簡易書留）してください。
- （2）提出書類 会計年度任用職員申込書（別紙1）（必要事項を記入・写真を貼付）
- （3）申込期間 令和4年3月14日（月）から4月15日（金）まで

※ 持参受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

※ 郵送（簡易書留）の場合は、令和4年4月15日（金）必着

- （4）提出先 〒100-0101 東京都大島町元町字赤禿 90-14（大島支庁仮設庁舎）
持参場所 東京都総務局大島支庁土木課管理担当

10 問合せ先

〒100-0101 東京都大島町元町字赤禿 90-14
東京都大島支庁土木課管理担当 遠山
電話 04992-2-4441（土木課直通）

会計年度任用職員申込書

【 年 月 日】

職名		整理番号	※ 人事担当者記入欄
----	--	------	------------

フリガナ		性別	男・女	※ 過去に職員番号が付与されていた場合、その番号を記入
氏名				

生年月日	年 月 日 (歳)	電話番号	()
------	---------------	------	-----

住所	〒	カガナ	ー
----	---	-----	---

〔学歴・職歴〕	年	月	学歴・職歴

※ 過去に東京都において任用された実績がある場合、左の□にチェックを入れてください。
 チェックを入れた場合、上記〔学歴・職歴〕欄に当該実績をできるだけ詳細に記入してください。
 例：勤務形態（常勤職員、会計年度任用職員、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員、臨時職員等）、職名、所属等

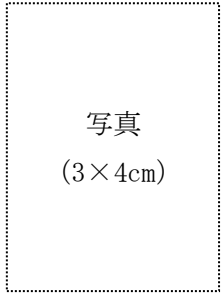
〔資格・免許〕	年	月	資格・免許

〔志望動機〕	〔特記事項・自由意見〕
--------	-------------

〔東京都における他の職の申込及び在職状況〕 <input type="checkbox"/> 他の職に現に在職しておらず、当該職のみ申込み <input type="checkbox"/> 他の職と併願する、又は他の職に現に在職し当該職にも申込み 〔他の職の職名、業務内容、任期、勤務時間等〕 <input type="checkbox"/> 東京都再任用職員と併願（東京都を退職した者のみ）	〔採用された場合の兼業等の予定〕 <input type="checkbox"/> あり（名称： ） <input type="checkbox"/> なし 〔「あり」の場合、役職、業務内容、従事回数・時間、利害関係等〕 ※兼業等（役員、自営等を含む。）をする場合、別途、届出書の提出が必要
--	--

〔欠格事由に関する申告〕
 以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しない場合は、□にレ印を記入してください。
 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〔備考〕 ※ 人事担当者記入欄



健康状態調査票

以下、該当する1から3に○をつけてください。

※ 2を選択した場合は、差し支えない範囲で病名を記入願います。

- 1 良好で普通に作業ができる

- 2 やや病弱であるが無理をしなければ作業できる
(病名 _____)

- 3 病弱であり、作業に支障を来すことがある。

特記事項

氏名： _____